

青森県報

第二千三十五号

平成十四年六月十七日(月曜日)

目次

青森県立三沢航空科学館(仮称)特別展示室・科学実験工房・工作工房整備業務に係る一般競争入札	(市)	一
青森県立三沢航空科学館(仮称)一般映像制作業務に係る一般競争入札	(同)	三
大規模小売店舗の変更の届出	(経営振興課)	五
大規模小売店舗の立地に関する意見の概要	(同)	六
県営土地改良事業計画変更の決定	(農村整備課)	六
換地計画の決定	(同)	七
建設業者の許可の取消し	(八戸県土整備事務所)	七

公告

青森県立三沢航空科学館(仮称)特別展示室・科学実験工房・工作工房整備業務に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十四年六月十七日

青森県知事 木村守男

一 一般競争入札に付する事項

- 業務名 青森県立三沢航空科学館(仮称)特別展示室・科学実験工房・工作工房整備業務
- 業務場所 三沢市大字三沢字北山地内
- 履行期限 平成十五年五月三十日
- 業務内容 青森県立三沢航空科学館(仮称)特別展示室・科学実験工房及び工作工房等の整備、理科実験プログラムソフトの製作等

二 入札に参加する者に必要な資格

- 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しないものであること。
- 過去十年間に理科実験施設の整備の契約実績(下請負人としてのものを除く)を有していること。
- 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する主任技術者を専任で設置できる者であること。
- 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていないこと。
- この業務に係る設計業務の受託者でない者又は当該受託者と資本面若しくは人事面において密接な関係がない者であること。

三 資格の審査

入札に参加しようとする者は、あらかじめ、二に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)(により、審査を受けなければならない。

- 提出期限 平成十四年六月二十八日(持参に限る。)
- 提出部数等 一部

表に住所及び商号又は名称を記載し、切手八十円分を貼付した返信用封筒(長形三号)を一通添付すること。

- 3 提出場所 青森市長島一丁目の一
青森県企画振興部市町村振興課

4 その他

- (一) 申請書の内容については、別途意見を聴取することがある。
(二) 資格の審査結果については、申請者に対して、別に通知する。
(三) 二に定める資格を認められなかった者は、(二)の通知を受けた日の翌日から七日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)以内に、書面をもって、その理由の説明を求めることができる。
(四) 提出した申請書の差替えは、原則として認めない。

四 入札説明書の交付及び設計図書の縦覧

1 入札説明書の交付

- (一) 期間 平成十四年六月十七日から同月二十八日まで(日曜日及び土曜日を除く。)(の午前九時から午後四時まで)
(二) 場所 青森市長島一丁目の一
青森県企画振興部市町村振興課
(三) 交付の方法 入札説明書の交付を希望する者は、(一)の期間内に市町村振興課航空科学館プロジェクト推進グループに直接申し込むこと。

2 設計図書の縦覧

- (一) 期間 平成十四年六月十七日から同年七月二十四日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)(の午前九時から午後四時まで)
(二) 場所 青森市長島一丁目の一
青森県企画振興部市町村振興課
(三) 貸与等 入札参加希望者は、設計書の貸与を受け、(一)の期間内に入札説明書記載の場所において実費により複写することができる。

3 その他

入札説明書及び設計図書に対して質問がある場合は、平成十四年七月十二日までに、書面により、提出すること。

五 入札及び開札の日時及び場所

- 1 日時 平成十四年七月二十五日午前十時

- 2 場所 青森市長島一丁目の一
青森県企画振興部会議室

- 3 その他 郵便による入札を希望する場合は、入札書に一般競争入札参加資格審査結果通知書の写し及び委託料内訳書を同封の上、配達証明付書留郵便により平成十四年七月二十四日午後四時までに青森県企画振興部市町村振興課に到着するよう郵送すること。

六 入札執行回数

原則として二回を限度とする。

七 入札保証金及び契約保証金

- 1 入札保証金 免除する。
2 契約保証金 契約金額の十分の一以上の金額を納付するものとする。ただし、次の一に該当するときは、その納付を免除する。
(一) 契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(二) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(三) 契約保証金に代え、次に掲げる有価証券を提供したとき。

- (1) 国債又は地方債
(2) 政府の保証のある債券
(3) 金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手
(4) 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券

八 契約の締結

落札決定の日から七日以内に契約を締結することとする。

九 落札者の決定の方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者に決定する。ただし、当該価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき、又は当該者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするところがある。

十 入札条件

- 1 青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)に定める入札者心得書

を遵守すること。

2 入札に参加する者が一名のときは、入札を行わないこととする。

十一 入札書記載金額等

1 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札書の余白に備考として、次のように記載すること。

備考 入札額は、この入札書に記載した金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)である。

十二 その他

1 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

3 交渉の有無 無

4 契約書作成の要否 要

5 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

十三 調達担当部局名及び所在地

1 名称 青森県企画振興部市町村振興課

2 住所 青森市長島一丁目一の一

電話 〇一七 七三四 九一四四

Summary

1 Subject matter of the contract: Preparations in building of the Aomori Prefectural Misawa Aeronautical Science Centre (Undecided's Misawa Aviation & Science Museum, Aomori (tentative name)'s special exhibition hall, science experimentation studios, and construction studios, etc. Creating science

experiment programme software, etc.

2 Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 4:00p.m. June 28, 2002

3 Time-limit for the submission of tenders: 10:00a.m. July 25, 2002 (tenders submitted by mail 4:00p.m. July 24, 2002)

4 Contact point for tender documentation: Municipal Administration Division, Department of Planning and Development, Aomori Prefectural Government
1-1-1 Nagashima, Aomori City, Aomori 030-8570 JAPAN
TEL 017-734-9144

青森県立三沢航空科学館(仮称)一般映像制作業務に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十四年六月十七日

青森県知事 木 村 守 男

一 一般競争入札に付する事項

1 業務名 青森県立三沢航空科学館(仮称)一般映像制作業務

2 履行期限 平成十五年五月三十日

3 業務内容 青森県立三沢航空科学館(仮称)マルチメディアAVホール等で上映する映像ソフトの制作業務

二 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しないものであること。

2 平成十三年七月九日青森県告示第四百二十一号(物品等の競争入札参加資格)、平成十四年一月九日青森県告示第七号(物品等の競争入札参加資格)又は平成十四年二月一日青森県告示第四十三号(物品等の競争入札参加資格)の一の規定により、映画・ビデオ製作の委託の契約について、Aの等級に格付けされた者であること。

3 過去十年間に当該業務と同種の業務の契約実績(下請負人としてのものを除

く。)を有していること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていないこと。

5 この業務に係る設計業務の受託者でない者又は当該受託者と資本面若しくは人脈面において密接な関係がない者であること。

三 資格の審査

入札に参加しようとする者は、あらかじめ、二に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)により、審査を受けなければならない。

1 提出期限 平成十四年六月二十八日(持参に限る。)

2 提出部数等 一部

表に住所及び商号又は名称を記載し、切手八十円分を貼付した返信用封筒(長形三号)を一通添付すること。

3 提出場所 青森市長島一丁目の一
青森県企画振興部市町村振興課

4 その他

(一) 申請書の内容については、別途意見を聴取することがある。

(二) 資格の審査結果については、申請者に対して、別に通知する。

(三) 二に定める資格を認められなかった者は、(二)の通知を受けた日の翌日から七日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。))を除く。)以内に、書面をもって、その理由の説明を求めることができる。

(四) 提出した申請書の差替えは、原則として認めない。

四 入札説明書の交付及び設計図書の縦覧

1 入札説明書の交付

(一) 期間 平成十四年六月十七日から同月二十八日まで(日曜日及び土曜日を除く。)(の午前九時から午後四時まで)

(二) 場所 青森市長島一丁目の一
青森県企画振興部市町村振興課

(三) 交付の方法 入札説明書の交付を希望する者は、(一)の期間内に市町村振興課航空科学館プロジェクト推進グループに直接申し込むこと。

2 設計図書の縦覧

(一) 期間 平成十四年六月十七日から同年七月二十四日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)(の午前九時から午後四時まで)

(二) 場所 青森市長島一丁目の一
青森県企画振興部市町村振興課

(三) 貸与等 入札参加希望者は、設計書の貸与を受け、(一)の期間内に入札説明書の記載の場所において実費により複写することができる。

3 その他

入札説明書及び設計図書に対して質問がある場合は、平成十四年七月十二日まで、書面により、提出すること。

五 入札及び開札の日時及び場所

1 日時 平成十四年七月二十五日午前十一時

2 場所 青森市長島一丁目の一
青森県企画振興部会議室

3 その他 郵送又は電送による入札は認めない。

六 入札執行回数

原則として二回を限度とする。

七 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金 免除する。

2 契約保証金 契約金額の十分の一以上の金額を納付するものとする。ただし、次の一に該当するときは、その納付を免除する。

(一) 契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(二) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(三) 契約保証金に代え、次に掲げる有価証券を提供したとき。

(1) 国債又は地方債

(2) 政府の保証のある債券

(3) 金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手

(4) 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券

(5) 銀行若しくは知事が確実と認めた金融機関の保証又は保証事業会社の保証

八 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結することとする。

- 2 落札の決定後、当該入札に付する業務に係る委託契約の締結までの間において、当該落札者が二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該委託契約を締結しないことがある。
- 九 入札条件
 - 1 青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）に定める入札者心得書を遵守すること。
 - 2 入札に参加する者が一名のときは、入札を行わないこととする。

十 入札書記載金額等

- 1 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札書の余白に備考として、次のように記載すること。
 - 備考 入札額は、この入札書に記載した金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）である。

十一 その他

- 1 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 3 交渉の有無 無
- 4 契約書作成の要否 要
- 5 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- 6 その他 詳細は入札説明書による。

十二 調達担当部局名及び所在地

- 1 名称 青森県企画振興部市町村振興課
- 2 住所 青森市長島一丁目の一
- 電話 〇一七 七三四 九一四四

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年六月十七日

青森県知事 木村 守 男

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 五戸ショッピングセンター
 - 三戸郡五戸町字下モ沢向二一の二七外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - マックスバリュ東北株式会社
 - 秋田県秋田市土崎港北二丁目六の二三
 - 代表取締役 原田昭彦
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - マックスバリュ東北株式会社
 - 秋田県秋田市土崎港北二丁目六の二三
 - 代表取締役 原田昭彦
- 四 変更しようとする事項

区分	大規模小売店舗の開設の運営方法に関する事項	
	大規模小売店舗において小売業を行う者の開設時刻及び閉店時刻	大規模小売店舗において小売業を行う者の開設時刻及び閉店時刻
変更前	開設時刻 午前八時三十分 閉店時刻 午後九時	開設時刻 午前八時三十分 閉店時刻 午後九時
変更後	開設時刻 午前八時三十分 閉店時刻 午後九時	開設時刻 午前八時三十分 閉店時刻 午後九時
変更年月日	平成十四年六月十七日	平成十四年六月十七日

五 届出年月日

平成十四年六月五日

六 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び五戸町役場

2 期間

平成十四年六月十七日から同年十月十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、五戸町役場にあつては、その執務時間内とする。

七 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十四年十月十七日

2 提出先

青森県商工観光労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年六月十七日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

青森県知事 木 村 守 男

十和田南ショッピングセンター

十和田市大字相坂字小林二一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社サンデー

八戸市根城六丁目二二の一〇

代表取締役社長 田村圭三

2 マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 原田昭彦

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び十和田市役所

2 期間

平成十四年六月十七日から同年七月十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、実取地区の県営土地改良事業(担い手育成基盤整備事業(緊急農地集積ほ場整備事業))計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年六月十七日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

三 縦覧の場所
平成十四年六月十八日から同年七月十五日まで
市浦村役場

換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、出来島地区の県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年六月十七日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年六月十八日から同年七月十五日まで

三 縦覧の場所

木造町役場

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第九号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年六月十七日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 菱倉建設株式会社

二 代表者の氏名 河内 英雄

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字十日市字下谷地三二の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一）第一二二四八号

五 取消年月日 平成十四年六月三日

六 取消しに係る建設業の許可

七 管、造園工事業に係る一般建設業の許可
取消しの原因となった事実

平成十四年五月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭